

## 第10回大空町農業委員会総会議事録

平成30年3月26日第10回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治	8番 小久保 謙
9番 長尾 照幸	10番 早川 敏幸	11番 渡邊 恵二
12番 伊藤 博幸	13番 井上 良幸	14番 田中 悟
15番 田中 秀雄	16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志
18番 岩原 秀嗣	19番 佐藤 廣治	20番 渡辺 誠
21番 石田 敦	22番 福田 重幸	23番 岡本 シゲ子
24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一	26番 永倉 誠二
27番 山神 正信		

#### (2) 欠席者

4番 苫米地 正幸	7番 岡内 浩之
-----------	----------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 作田 勝弥	主査 渡邊 豪	主事 安念 真人
------------	---------	----------

第10回大空町農業委員会総会議事録

午後2時32分

作田局長	<p>それでは定刻を過ぎましたので、ただ今から大空町農業委員会第10回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんご苦勞様でございます。</p> <p>3月に入りまして少しずつ温度も上がりまして、融雪の方もかなり進んできているのかなと思っております。明日からまた温度が上がるみたいなので、まだまだ雪融けも進むのかなと思っております。</p> <p>今、ビートのポットの播種等も終わり、玉葱その他農業一般の準備等に管理かなとは思っています。大変お忙しい中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>この後委員協議会でも話されるかと思えますけれども、平成30年度の道外視察研修につきましても、まだ全部の日程だとかそういうのは決まってはいませんが、お示しできるものについて委員協議会でお話をさせていただきたいと思えます。</p> <p>それともう一つ、皆さん御承知のとおりオホーツクビーンズファクトリーができました。</p> <p>それで、これについても農業委員会で視察をどうかなということが出ていますので、これについても委員協議会の中でちょっと協議をさせていただきたいと思えます。</p> <p>最後でありますけれども、先週23日に内示が出まして、作田局長が地域振興課に移るようになりました。そして、菊地主事が議会の事務局の方に異動となります。</p> <p>それで新しく井上局長と久保主事が新しく農業委員会に事務局として入ります。</p> <p>今まで作田局長また菊地主事におかれましては、農業委員会事務一般、大変4年間お疲れ様でした。有難うございました。</p> <p>また違う部署に移るわけですが、今まで以上に御活躍をされることを願っております。</p> <p>大変有難うございました。</p>

<p>作田局長</p>	<p>この後、第10回の総会でございます。</p> <p>皆さんの忌憚ない御意見をいただき、総会を進めさせていただきますようよろしくお願いいたします。簡単ですが御挨拶とさせていただきます。</p> <p>この際、活動報告を行います。</p> <p>事務局長。</p> <p>2月27日開催の第9回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により御説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p> <p>これには記載しておりませんが、この総会の前に1時半から本日担い手部会の第2回部会議を実施しております。</p> <p>委員13名、会長、職務代理、事務局が出席しているところでございます。</p> <p>本日、第10回大空町農業委員会総会を本3階1号会議室で開催となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>ただいまより第10回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>
<p>作田局長</p>	<p>ただいまの出席委員は25名でございます。岡内委員、苫米地委員から欠席の旨の連絡がございました。「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は議案第1号から議案第3号までの計5件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、17番赤石委員、18番岩原委員を指名いたします。</p> <p>ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p>

<p>山神会長</p>	<p>(〇〇委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番から2番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年3月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第1号利用権移転関係1番から2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、新規に法人を設置し、構成員所有の農地を法人に貸付けるものです。</p> <p>図面については、1ページから7ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより利用権設定関係1番から2番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(無しの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係1番から2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年3月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に牛舎を建築したいとの転用の申請があったものです。</p> <p>第1地区農業委員さんにより3月22日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面につきましては、8ページ以降に掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては3月22日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>はい。</p> <p>いいですか。</p>
山神会長	<p>委員。</p>

委員	<p>最近こういう案件が多いんですけれども、新しく新設したその法人に家族が貸す、そういうふうな扱いをする時、必ずその3条でやってほしいと。</p> <p>私が色んなよその地域の状況を見ていても、例えばそれを農地中間管理機構事業にぶつけるとか、そういうやり方でやっているところもあるみたいです。</p> <p>なぜこの大空町の農業委員会は必ずその3条で対応しているのかなと、そこちょっと、わからないんですけれども。</p>
山神会長	その辺ちょっと事務局で。
渡邊主査	<p>はい。</p> <p>相手が決まっている、もう相対で決まっている部分については、農地法3条でという事で今までやってきた経過がありますので、基本は農地法第3条で皆さんお願いしているところになります。</p> <p>それで、いま農地中間管理機構という話がありましたが、交付金をとということで考えた時になんですけれども、前の耕作者と同一ではないんですけれども、ほぼほぼ構成員が法人化ということでほぼほぼ同一すると交付金の対象にできないというのがありますので、正直それでやると手数料を1%払うだけみたいな感じになって、正直貸主さん借主さんの利益というかそういった部分が、今実情としては無いような状況になっています。</p> <p>そういったこともありまして、だいたい3条で申請をいただいていることが多いという実情があります。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	世間的にはですね、ほぼほぼ内定して決まっているとはいいいながらも、管理機構の事業を通して交付金をいただいてその法人をつくっているっていう、大きな地域法人みための結構ありますよ。
作田局長	それについてはですね、今言いましたように地域法人ということなので、複数戸の場合はそういう形で地域として一体的にやっているというのは置戸なんかでも事例としてはあると思うのですが、今回の場合も含めて、基本的に一戸法人で法人化しているので、そこについてはちょっと交付金の充て方というのも変わってくると思いますので、先程言っていた地域法人でやる場合は、地域の面積の何%以上を超えればまた交付金があたるとかっていう、そういうこともありますので、そういったことで区別はされているものというふうに考えており

	ます。
山神会長	よろしいですか。
委員	わかりました。
山神会長	その他ございませんか。
委員	(無しの声)
山神会長	なければこれにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係1番から2番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成30年3月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 <b>【議案第3号利用権設定関係1番から2番説明朗読】</b>  更新の案件です。そのため、図面を料略しております。 また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。

	<p>1 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、62.5ha。労働力は3人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番から2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係1番から2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成30年3月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 <b>【報告第1号説明朗読】</b></p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしく お願いします。</p>



	(午後 2 時 5 1 分)
--	----------------

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_